

保護者の皆様へ

鈴鹿市立白鳥中学校
校長 鈴木 康仁

非常時における生徒の登下校等について、下記の措置を講じます。テレビ等による情報に十分ご留意いただき、各ご家庭でご指導いただきますようお願いいたします。

(メール配信を行います。tetoruをご確認ください。混乱を避けるため、いずれの場合も学校へのお問い合わせはご遠慮ください。)

1 台風時等における警報発令時の措置について

- (1) 始業前に暴風(雪)警報、台風接近に伴う大雨警報、特別警報(大雨、暴風(雪)及び大雪)が発表されている場合
 - ア 午前7時時点で、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業を中止とします。また当日の給食も中止となります。給食費の返還はありません。
 - イ 午前7時までに、警報が解除された場合は、生徒の登校状況を把握したうえで、授業を行います。平常どおり給食は実施します。
また、警報の有無にかかわらず、登校が危険な場合(道路の冠水・凍結、崖崩れ、河川の増水、など)は、決して無理をせず、安全を十分確かめた上で登校させていただきます。
- (2) 始業後に暴風(雪)警報、台風接近に伴う大雨警報、特別警報(大雨、暴風(雪)及び大雪)が発表された場合
 - ア 安全な下校方法が確認できた場合は、教職員等の引率又は見守りのもと下校させます。
 - イ 通学路が危険である場合、安全な下校方法が確保されるまで、学校待機とするとともに、保護者と緊密な連絡をとります。
 - ウ 緊急下校時に保護者に引渡し又は迎えを依頼する場合は、tetoruにて配信します。
 - エ 警報の発令時刻によって、給食中止の判断をします。給食費の返還はありません。

2 台風を伴わない大雨、洪水警報発表時、警報が発表されていないが大雨の恐れがある場合

状況に応じて、「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校」等の措置を講じる場合があります。

このプリントはご家庭内のよく見えるところに掲示してください